

5 長崎県校長会 「会 則」

第1章 総 則

第1条（名称・組織）

本会は、長崎県校長会と称し、県下の小中学校長をもって組織する。

第2条（目 的）

本会は、会員相互の連携を密にし、親和と協力のもと職能の向上に努め、本県教育の振興に寄与することを目的とする。

第3条（事 業）

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 学校経営を始め、会員の資質向上のための研修の充実に関すること。
- 2 各種の教育関係機関や関係諸団体との連携に関すること。
- 3 教職員の地位及び待遇の向上に関すること。
- 4 教育上必要な研究調査及び教育振興のための世論の喚起に関すること。
- 5 会員の福利厚生に関すること。
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第4条（事務局）

本会の業務を執行するため事務局を置く。

（所在地）〒850-0029 長崎県長崎市八百屋町 36

事務局に関する規程は別に定める。

第2章 機 関

第5条（総 会）

総会は本会の最高議決機関であって、理事で構成し、原則毎年1回、4月に会長が招集する。

- 1 理事会もしくは郡市会長会が必要と認めたときは、会長は臨時に招集しなければならない。
- 2 非常変災等、緊急止むを得ない事情により総会を開くことができない場合は、理事会もしくは郡市会長会を書面もしくはWEB会議等により開催し、その議決をもって総会に代えることができる。

第6条（総会の任務）

総会は次の事項を議決する。

- 1 会則の制定、変更に関すること及び予算・決算に関すること。
- 2 役員の選出・承認に関すること。
- 3 他の団体への加入、脱退に関すること及び解散に関すること。
- 4 その他の重要なこと。

第7条（理事会）

理事会は、会長・副会長・事務局長・事務局次長・各専門部長・理事をもって構成し、会長が招集する。理事会は総会に次ぐ議決機関とし、総会を開催できない場合、理事会をもってこれに代えることができ、おもに次のことを審議・議決する。

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 第6条による議決 | (2) 総会からの委任事項 |
| (3) 総会に提出する議案の検討 | (4) その他緊急な事項の審議事項 |

第8条（郡市会長会）

郡市会長会は、会長・副会長・事務局長・事務局次長・各専門部長・郡市会長をもって構成し、会長が招集する。郡市会長会は理事会に次ぐ議決機関とし、総会及び理事会を開催できない場合、郡市会長会をもってこれに代えることができ、おもに次のことを審議・議決する。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 第6条による議決 | (2) 総会及び理事会からの委任事項 |
| (3) 総会及び理事会に提出する議案の検討 | (4) その他緊急な審議事項 |

第9条（小・中部会および専門部会）

- 1 本会に小学校部会・中学校部会及び専門部会を置く。
- 2 専門部会は次の4部会とする。
①人事給与対策部 ②研修部 ③教育対策部 ④生徒指導部

第3章 会 議

第10条（議 長）

会議の議長は、総会、理事会、郡市会長会にあっては、それぞれ理事、郡市会長の中から選出する。

第11条（定足数）

総会、理事会、郡市会長会にあっては、それぞれ会員の過半数の出席によって成立する。やむを得ない事由により会議に欠席の場合、原則として代理を出席者として立てる。

第12条（表 決）

会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。

第4章 役 員

第13条（役 員）

本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名、副会長 3～4名、理事 34名、事務局長 1名、事務局次長 1名、監査 3名、顧問、大会担当 若干名。
- 2 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 役員に欠員を生じた場合、補充するものとし、補選によって選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期が終了しても、後任者が選出されるまでは、引き続きその職務を行う。

第14条（役員の職務）

役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、かねて連絡の任にあたる。
- 4 事務局長・次長は会長の指示により事務局の運営にあたり、業務を処理する。
- 5 監査は会務及び会計を監査し、総会に報告する。
- 6 顧問は事務局に助言する。
- 7 緊急やむを得ない事情により、総会、理事会、郡市会長会等を開くことができない場合、事務局会の議決事項をもって校長会の議決とする。ただし、郡市会長会等で事後承認を得なければならない。

第15条（役員の選出）

役員の選出は次の方法による。

- 1 会長、副会長及び監査は、総会において会員の中から選出する。
- 2 事務局長、次長は、理事会もしくは郡市会長会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 理事は各郡市から小学校、中学校各1名、計2名を選出し、長崎市・佐世保市を除く郡市は、その一人を郡市会長とする。
- 4 県大会以上の大会開催の場合は、必要な期間、大会担当を置くことができる。なお、必要に応じて大会担当を副会長とすることができる。
- 5 満60歳の年度前に会長が退く場合、退役会長は1年間、顧問に就くことができる。
- 6 県校長会の役員は、原則満60歳の年度を上限とする。

第5章 会 計

第16条（会 費）

本会の経費は会員の会費，その他の収入をもって充てる。会費は総会で定める。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は，4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条（会計監査）

監査は年1回以上会計を監査し，その結果を総会に報告しなければならない。

第6章 付 則

第19条 本会は，必要に応じて細則を定めることができる。

第20条 本会の会則は，昭和39年9月1日から施行する。

平成17年5月12日 会則の一部改正 会費を一部見直す。

平成21年5月14日 会則の一部改正 研究大会の際の「総会」を取り止め，4月に設定し，「代議員制」を導入する。

令和 3年4月26日 会則の一部改正 新型感染症の発生に伴い，第5条3及び第8条を新たに挿入する。

令和 4年4月25日 会則の一部改正 代議員，専門委員会の廃止。各専門部長，専門部会の位置づけの見直し。

令和 5年4月25日 会則の一部改正 理事の位置づけの見直し。

令和 6年11月22日 会則の一部改正 第15条（役員の選出）6を追加。

長崎県校長会「細 則」

第1条（事務局に関する規程）会則第4条により事務局の規程を次のように定める。

第2条 事務局に事務局長1名，次長1名，各専門部（部長1名，副部長若干名，部員若干名）を置く。

2 各専門部の部長は，会長が委嘱する。

3 会長が必要と認めた場合は，理事会の承認を得て特別委員会を置くことができる。

第3条 事務局の事務を処理するため，事務員を若干名置く。

第4条（小・中部会）会則第9条に規定する小学校部会及び中学校部会には，部会長1名，副部会長1名から数名を置く。

2 部会長は必要に応じて，それぞれ長崎県小学校長会長，長崎県中学校長会長と称することができる。

3 部会長，副部会長は各部会において会員の中から選出する。

4 部会は，部会長の承認を得て開くものとする。

第5条（会 費）会費は原則，6月及び12月の2期に分納する。

2 会費は各郡市理事がまとめて事務局に納入する。

第6条（給 与）事務局の事務員は有給とする。

2 給与に関する規程は別に定める。

第7条（付 則）細則の改廃は理事会の承認を得て行う。

2 この細則は昭和39年9月1日から施行する。

平成17年 5月12日 細則の一部改正 会費を一部見直す。

令和 3年 4月26日 細則の一部改正 細則第2条2を，会則第15条2に移動する。

令和 4年 4月25日 細則の一部改正 第1条・第4条の一部見直し。